

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成28年 3 月 28 日

月 曜 日

号 外

## 目 次

### 公安委員会規則

○富山県公安委員会審査請求手続規則	1
○特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則	14
○多衆運動に関する条例施行規則の一部を改正する規則	
○放置車両確認事務の委託の手続等に関する規則の一部を改正する規則	15
○富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	19
○富山県放置違反金に係る納付、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則	25

### 公安委員会規程

○富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程	28
---------------------------------	----

## 規 則

富山県公安委員会審査請求手続規則を次のように定め、公布する。

平成28年 3 月 28 日

富山県公安委員会委員長 綿貫 勝介

### 富山県公安委員会規則第 6 号

#### 富山県公安委員会審査請求手続規則

富山県警察の行政不服審査手続に関する規則（昭和39年富山県公安委員会規則第 4 号）の全部を改正する。

#### 目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 審査請求に関する一般的手続（第 3 条—第 27 条）

第 3 章 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に関する審査請求に関する手続（第 28 条）

附則

## 第 1 章 総則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、富山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対する審査請求に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

**第 2 条** この規則で使用する用語は、行政不服審査法（以下「法」という。）で使用する用語の例による。

## 第 2 章 審査請求に関する一般的手続

**第 3 条** 警察本部長（以下「本部長」という。）は、公安委員会に対して審査請求がされたときは、審査庁（法に規定する審査庁としての公安委員会をいう。以下同じ。）が行う審理に関する事務を補佐させるため、富山県警察の職員であつて、審理に関する事務を行うについて必要な知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができるものと認められるものの中から法に規定する審理手続を行う者（以下「審理補佐者」という。）を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に対し書面により通知するものとする。ただし、法第 24 条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

2 本部長は、前項の規定により 2 人以上の審理補佐者を指名する場合には、そのうち 1 人を、当該 2 人以上の審理補佐者が行う事務を総括する者として指定するものとする。

3 本部長が第 1 項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。

(1) 審査請求に係る処分に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関し、若しくは関与することとなる者

(2) 審査請求人

(3) 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

(4) 審査請求人の代理人

(5) 前 2 号に掲げる者であつた者

(6) 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

## (7) 利害関係人

- 4 本部長は、審理補佐者が前項各号に掲げる者のいずれかに該当することとなったときは、当該審理補佐者に係る第 1 項の規定による指名を取り消さなければならない。
- 5 審理補佐者は、審査庁が行う審理を補佐するに当たっては、富山県警察の職員たる身分を示す証明書を携帯し、審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。以下同じ。）の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 6 審理補佐者は、法の規定による裁決がなされるに熟したと認めるときは、速やかに審査庁に審理の状況を報告しなければならない。

## (物件の提出の方法)

**第 4 条** 法、行政不服審査法施行令（平成 27 年政令第 391 号。第 23 条第 3 項において「令」という。）及びこの規則の規定による審査庁への書類その他の物件の提出は、富山県警察を経由して行うものとする。

## (総代の互選の命令の方式等)

**第 5 条** 法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 11 条第 2 項の規定による総代の互選の命令は、書面により行うものとする。

- 2 審査庁は、総代が選任され、又は解任されたときは、他の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

## (参加の許可の通知等)

**第 6 条** 審査庁は、法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 13 条第 1 項の許可をし、又はしないこととしたときは、当該許可の申請をした利害関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

- 2 法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 13 条第 2 項の規定による参加の要求は、書面により行うものとする。
- 3 審査庁は、利害関係人が新たに参加人となったとき又は参加人が審査請求への参加を取り下げたときは、他の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

## (補正の命令の方式)

**第 7 条** 法第 23 条の規定による補正の命令は、書面により行うものとする。

(執行停止についての処分庁の意見の聴取の方式等)

**第 8 条** 法第 25 条第 3 項の規定による処分庁の意見の聴取は、書面により行うものとする。

2 審査庁は、法第 25 条第 2 項又は第 3 項の規定による執行停止をしたときは、審査請求人、参加人及び処分庁（処分庁が審査庁である場合は、審査請求人及び参加人。次条において同じ。）に対し、書面によりその旨を通知するものとする。法第 25 条第 2 項の申立てが行われた場合において、同項の規定による執行停止をしないこととしたときも、同様とする。

(執行停止の取消しの通知)

**第 9 条** 審査庁は、法第 26 条の規定により執行停止を取り消したときは、審査請求人、参加人及び処分庁に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(審査請求の取下げの通知等)

**第 10 条** 審査庁は、法第 27 条の規定による審査請求の取下げがあったときは、参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合は参加人。第 26 条第 2 項において同じ。）に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 審査庁は、前項に規定する審査請求の取下げがあったときは、法第 32 条第 1 項若しくは第 2 項又は法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 33 条の規定により提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。この場合において、当該書類その他の物件の返還は、還付請書（別記様式第 1 号）と引換えに行わなければならない。

(処分庁等に対する弁明書の提出の要求の方式)

**第 11 条** 法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 29 条第 2 項の規定による弁明書の提出の要求は、書面により行うものとする。

(反論書等を提出すべき期間の通知)

**第 12 条** 審査庁は、法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 30 条第 1 項又は第 2 項に規定する相当の期間を定めたときは、審査請求人又は参加人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(意見の陳述の機会供与の通知の方式等)

**第13条** 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第2項の規定による口頭意見陳述の期日及び場所の指定並びに審理関係人の招集は、書面により行うものとする。

2 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項の規定による意見の陳述を聴取したときは、次に掲げる事項を記載した口頭意見陳述録取書を作成するものとする。

- (1) 事案の件名
- (2) 意見の陳述の日時及び場所
- (3) 意見の陳述をした者の氏名及び住所
- (4) 意見の陳述の要旨

(補佐人同伴の許可の通知)

**第14条** 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第3項の許可をし、又はしないこととしたときは、申立人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(証拠書類等を提出すべき期間の通知)

**第15条** 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第32条第3項に規定する相当の期間を定めたときは、審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(物件の提出の通知等)

**第16条** 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の申立てが行われた場合において、同条の規定による物件の提出の要求をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。ただし、当該申立てが法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項の規定による意見の聴取又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項の規定による意見の聴取の場において行われる場合であって、その場において当該要求をし、又はしないこととしたときは、この限りでない。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による物件の提出の要求は、書面により行うものとする。

(証拠書類等の管理)

**第17条** 審査庁は、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による書類その他の物件の提出をうけたときは、次に掲げる事項を記載した提出物目録（別記様式第2号）を作成しなければならない。

- (1) 事案の件名
- (2) 提出を受けた年月日
- (3) 提出人の氏名及び住所
- (4) 提出を受けた書類その他の物件の種目

2 審査庁は、前項の提出物目録を作成したときは、その写しを当該提出物件目録に係る書類その他の物件の提出人に交付しなければならない。

3 審査庁は、必要がなくなったときは、速やかに、提出を受けた書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

4 第10条第2項後段の規定は、前項の規定による返還について準用する。

(証拠書類等の提出に係る審査関係人に対する通知)

**第18条** 審査庁は、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による書類その他の物件の提出を受けたときは、その提出人以外の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(参考人の陳述の通知等)

**第19条** 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条の申立てが行われた場合において、同条の規定による参考人の陳述又は鑑定を要求をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条の規定による参考人の陳述又は鑑定を要求は、書面により行うものとする。

3 第16条第1項ただし書の規定は第1項の規定による通知について、第13条第2項の規定は口頭による法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条の規定による参考人の陳述について、それぞれ準用する。

(検証の通知等)

**第20条** 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第35条第1項の申立てが行われた場合において、同項の規定による検証をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第35条第2項の規定による通知は、書面により行うものとする。

3 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第35条第1項の規定による検証をしたときは、次に掲げる事項を記載した検証証書を作成するものとする。

- (1) 事案の件名
- (2) 検証の日時及び場所
- (3) 立会人の氏名及び住所
- (4) 検証の結果

4 第16条第1項ただし書の規定は、第1項の規定による通知について準用する。  
(質問の通知等)

**第21条** 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の申立てが行われた場合において、同条の規定による質問をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の規定による質問をしようとする場合において、必要があると認めるときは、質問を受けるべき者に対し、書面によりその期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。

3 第16条第1項ただし書の規定は第1項の規定による通知について、第13条第2項の規定は口頭による法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の規定による質問について、それぞれ準用する。

(意見の聴取の通知等)

**第22条** 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項の規定により審理関係人を招集しようとするときは、審理関係人に対し、書面

によりその期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。

2 法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 37 条第 3 項の規定による通知は、書面により行うものとする。

3 第 13 条第 2 項の規定は、法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 37 条第 1 項又は第 2 項の規定による意見の聴取について準用する。

(提出書類等の閲覧等についての提出人の意見の聴取の方式等)

**第 23 条** 法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 38 条第 2 項の規定による提出人の意見の聴取は、書面により行うものとする。

2 法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 38 条第 3 項の規定による指定は、提出書類閲覧日時等指定書(別記様式第 3 号)を送付して行うものとする。

3 令第 12 条第 2 項の審査庁が定める書類は、手数料納付書(別記様式第 4 号)とする。

(手続の併合又は分離の通知)

**第 24 条** 審査庁は、法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 39 条の規定により数個の審査請求に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離したときは、審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(審理手続の終結の通知の方式)

**第 25 条** 法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 41 条第 3 項の規定による審理手続を終結した旨の通知は、書面により行うものとする。

(裁決書の謄本の送達の方式等)

**第 26 条** 法第 51 条第 2 項又は第 4 項の規定による裁決書の謄本の送付は、当該謄本に裁決書謄本送付書を付して行うものとする。

2 審査庁は、法第 51 条第 2 項ただし書の規定による公示の方法による送達をしたときは、参加人及び処分庁等に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(証拠書類等の返還に関する規定の準用)

**第 27 条** 第 10 条第 2 項後段の規定は、法第 53 条の規定による返還について準用する。

### 第 3 章



(審理補佐者に関する規定の適用除外等)

**第28条** 富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）及び富山県個人情報保護条例（平成15年富山県条例第1号）に規定する審査請求（次項において「富山県情報公開条例等に関する審査請求」という。）については、第3条、第10条第2項、第11条から第25条まで及び第27条の規定は、適用しない。

2 富山県情報公開条例等に関する審査請求についての第2章の規定の適用については、第5条第1項中「法第9条第3項」とあるのは「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）第18条第2項又は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第42条第2項」と、第6条第1項及び第2項中「法第9条第3項」とあるのは「行政機関情報公開法第18条第2項又は行政機関個人情報保護法第42条第2項」とする。

(警察本部長への委任)

**第29条** 本則に定める手続に必要な事項は、警察本部長が定める。

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式第 1 号 (第10条、第17条、第27条関係)

還 付 請 書

年 月 日

富山県公安委員会 殿

住 所  
氏 名

(印)

下記の目録の物件の還付を受け、領収しました。

記

目		録	
番号	標 目	数 量	備 考

取扱者 官職

氏名 (印)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第 2 号 (第17条関係)

提 出 物 目 録

年 月 日

富山県公安委員会 印

行政不服審査法 の規定により、下記のとおり  
を受領した。

記

事案の件名			
提出 人	氏 名		
	住 所		
提出を受けた 年 月 日		年 月 日	
目 録			
番号	標 目	数 量	備 考

取扱者 官職 氏名 印

(提出人への注意事項) 提出した物件の返還を受けようとするときは、この書類を持参すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とすること。

## 別記様式第 3 号 (第 23 条関係)

第 号
提出書類閲覧日時等指定書
年 月 日
殿
富山県公安委員会 印
につき 年 月 日に請求のあった提出書類等の閲覧については、行政不服審査法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する同法第 38 条第 3 項の規定により下記のとおりその日時及び場所を指定したので通知する。
記
1 閲覧の日時
年 月 日
前 午 時 から 前 午 時まで 後 時 後 時
2 閲覧の場所
(注意事項) 閲覧の際は、この指定書を持参すること。

備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第 4 号（第23条関係）

手 数 料 納 付 書	
年 月 日	
富山県公安委員会 殿	
納付者	
住所	
氏名	
(印)	
行政不服審査法第38条第4項の規定により、金	円を手数
料として納付します。	
収 入 印 紙 貼 付 欄	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年3月28日

富山県公安委員会委員長 綿貫 勝介

### 富山県公安委員会規則第7号

特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年富山県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中「60日」を「3か月」に改め、「（富山県警察本部警務部会計課経由）」を削り、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6か月」に改める。

別記様式第5号中「6箇月」を「6か月」に改め、「1 行政手続法（平成5年法律第88号）第27条第2項ただし書の規定により異議申立てをすることができる場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による異議申立ての教示も併せて書面により行うこと。 2」を削る。

別記様式第7号中「60日」を「3か月」に改め、「（富山県警察本部警務部会計課経由）」を削り、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6か月」に改める。

別記様式第8号中「60日」を「3か月」に改め、「（富山県警察本部警務部会計課経由）」を削り、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6か月」に改める。

### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

多衆運動に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年3月28日

富山県公安委員会委員長 綿貫 勝介

**富山県公安委員会規則第 8 号**

多衆運動に関する条例施行規則の一部を改正する規則

多衆運動に関する条例施行規則（昭和44年富山県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 3 号中「60日」を「3 か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6 カ月」を「6 か月」に改める。

別記様式第 4 号中「60日」を「3 か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6 カ月」を「6 か月」に改める。

**附 則**

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年 3 月 28 日

富山県公安委員会委員長 綿貫 勝介

**富山県公安委員会規則第 9 号**

放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則の一部を改正する規則

放置車両確認事務の委託の手續等に関する規則（平成17年富山県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 8 号を次のように改める。

様式第 8 号 (第 3 条関係)

第	号				
登録 (更新) 申請に関する通知書					
(主たる事業所の所在地)					
(名 称)					
(代表者の氏名) 殿					
第 1 項に規定する登録					
年 月 日付けの道路交通法第 51 条の 8 第 6 項に規定する登録の更新					
の申請については、下記の理由により登録 (更新) しないこととしたので通知します。					
理 由					
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、富山県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</u></li> <li>2 <u>この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、富山県を被告として (訴訟において富山県を代表する者は富山県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。</u></li> <li>3 <u>ただし、上記の期間が経過する前に、この処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</u></li> </ol>					
年 月 日					
富 山 県 公 安 委 員 会 印					
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">照会先</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">〒930 8570 富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">富山県警察本部交通部交通指導課駐車対策係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">電話 (076) 441 2211</td> </tr> </table>		照会先	〒930 8570 富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号	富山県警察本部交通部交通指導課駐車対策係	電話 (076) 441 2211
照会先					
〒930 8570 富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号					
富山県警察本部交通部交通指導課駐車対策係					
電話 (076) 441 2211					



別記様式第 9 号を次のように改める。

様式第 9 号（第 4 条関係）

第	号
登録取消処分通知書	
(主たる事業所の所在地)	
(名 称)	
(代 表 者 の 氏 名) 殿	
道路交通法第 51 条の 10 の規定により、登録（登録番号 第 号）を取り消したので通知する。	
理由	
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富山県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求の効力、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は富山県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	
年 月 日	
富山県公安委員会 印	
照 会 先	
〒930 8570 富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号	
富山県警察本部交通部交通指導課課主車対策係	
電話 (076) 441 2211	

備考 登録取消処分に係る聴聞の通知を行政手続法第 15 条第 3 項に規定する方法により行い、かつ、被処分者が聴聞の期日に出頭しなかった場合にあっては、行政不服審査法の規定による教示もあわせて行うこと。

別記様式第20号を次のように改める。

様式第20号（第20条関係）

第	号				
<b>駐車監視員資格者証返納命令書</b>					
(住所)					
(氏名) <span style="float: right;">殿</span>					
道路交通法第 51 条の 13 第 2 項の規定により、駐車監視員資格者証 (第 <span style="margin-left: 100px;">号</span> ) の返納を命ずる。					
理 由					
<p>1 この返納命令書の交付を受けた者は、その交付の日から 10 日以内に当該駐車監視員資格者証を当該返納命令書を交付した公安委員会に返納しなければならない。</p> <p>2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富山県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>3 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富山県を被告として(訴訟において富山県を代表する者は富山県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>4 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>					
年 月 日					
富山県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>					
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">照 会 先</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">〒930 8570 富山県富山市新総曲輪1番7号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">富山県警察本部交通部交通指導課駐車対策係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">電話 (076) 441 2211</td> </tr> </table>		照 会 先	〒930 8570 富山県富山市新総曲輪1番7号	富山県警察本部交通部交通指導課駐車対策係	電話 (076) 441 2211
照 会 先					
〒930 8570 富山県富山市新総曲輪1番7号					
富山県警察本部交通部交通指導課駐車対策係					
電話 (076) 441 2211					

備考 登録取消処分に係る聴聞の通知を行政手続法第 15 条第3項に規定する方法により行い、かつ、被処分者が聴聞の期日に出頭しなかった場合にあっては、行政不服審査法に規定による教示もあわせて行うこと。

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年3月28日

富山県公安委員会委員長 綿貫 勝介

**富山県公安委員会規則第10号**

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

富山県道路交通法施行細則（昭和47年富山県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第21号を次のように改める。

---

## 様式第21号（第36条関係）

運 転 免 許 試 験 合 格 取 消 通 知 書			
住所		年 月 日	
殿			
富山県公安委員会 印			
<p>道路交通法第97条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり運転免許試験の合格決定を取り消します。</p>			
受験年月日		免許種別	
免許証交付年月日		免許証番号	
合格決定取消 年月日及びその理由	<p>取消年月日 年 月 日</p> <p>理 由</p>		

注 この処分について不服があるときは、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、富山県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第22号を次のように改める。

様式第22号（第36条関係）

運 転 免 許 試 験 受 験 停 止 通 知 書			
年 月 日			
住所			
殿			
富山県公安委員会 印			
<p>道路交通法第97条の3第3項の規定に基づき、下記のとおり運転免許試験の受験を停止したので通知します。</p>			
受験年月日		免許種別	
免許証交付年月日		免許証番号	
試験停止処分  決定年月日及  びその理由	<p>試験停止処分年月日 年 月 日</p> <p>理 由</p>		
受 験 停 止 期 間	<p>年 月 日から</p> <p>年 月 日までの か月間</p>		

注 この処分について不服があるときは、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富山県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第31号を次のように改める。

様式第31号（第49条関係）

第 号

運転免許保留期間短縮通知書

住 所

氏 名

道路交通法第90条第8項の規定により、運転免許の保留期間を 日間短縮し、 年 月 日までとしたので通知します。

年 月 日

富山県警察本部長印

教 示

この処分について不服があるときは、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富山県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

様式第32号を次のように改める。

様式第32号（第49条関係）

第 号

運転免許効力停止期間短縮通知書

住所

氏名

道路交通法第103条第8項の規定により、運転免許の効力停止期間を  
日間短縮し、 年 月 日までとしたので通知します。

年 月 日

富山県警察本部長<sup>印</sup>

教 示

この処分について不服があるときは、この処分のあつたことを知つた日の翌  
日から起算して3か月以内に、富山県公安委員会に対して審査請求をすること  
ができます。

様式第33号を次のように改める。

様式第33号（第49条関係）

第 号

自動車等運転禁止期間短縮通知書

住所

氏名

道路交通法第107条の5第2項の規定により、自動車等の運転禁止期間を  
日間短縮し、 年 月 日までとしたので通知します。

年 月 日

富山県公安委員会印

教 示

この処分について不服があるときは、この処分のあつたことを知つた日の翌  
日から起算して3か月以内に、富山県公安委員会に対して審査請求をすること  
ができます。



**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

富山県放置違反金に係る納付、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年3月28日

富山県公安委員会委員長 綿貫 勝介

**富山県公安委員会規則第11号**

富山県放置違反金に係る納付、督促、滞納処分等に関する規則の一部  
を改正する規則

富山県放置違反金に係る納付、督促、滞納処分等に関する規則（平成18年富山県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号を次のように改める。

---

## 別記様式第 1 号 (第 2 条関係)

放置違反金納付命令書		第 年	月	日
殿		富山県公安委員会 印		
あなたに対し、道路交通法第 51 条の 4 第 4 項の規定により、次のとおり放置違反金の納付を命 令します。同封の納付書により下記の納付期限までに納付してください。				
記				
命 令 の 件 名	放置違反金の納付命令に関する件 (第 号)			
放 置 違 反 金 の 額	放置違反金 金 円			
納 付 の 期 限	年 月 日まで			
納 付 の 場 所	納付書記載の金融機関			
納 付 命 令 の 理 由	<p>あなたが使用する下記の車両が、下記のとおり、放置車両と認められたこと。</p> <p>1 違反日時</p> <p>2 違反場所</p> <p>3 違反車両番号</p> <p>4 違反態様</p>			
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、富山県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、富山県を被告として (訴訟において富山県を代表する者は富山県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>				
<p>注 1 上記の放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、<u>車検拒否</u>の対象となります。</p> <p>注 2 同一の車両につき、繰り返し放置違反金の納付命令を受けた場合、法令の規定により、車両の使用制限を受けることがあります。</p>				
照 会 先				
〒930 - 8570 富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号 富山県警察本部交通部交通指導課駐車対策係 電話 (076) 441-2211				

別記様式第 8 号を次のように改める。

別記様式第 8 号（第 9 条関係）

（表）

		第		号
		年		日
殿				
		富山県公安委員会		印
督 促 状				
<p>あなたに対し、道路交通法第 51 条の 4 第 4 項の規定により、放置違反金の納付を命じましたが、その納付期限（ 年 月 日）を経過してもまだ納付されていませんので、同条第 13 項の規定により督促します。</p> <p>下記の指定納付期限までに、先に送付した納付書により至急納付してください。</p> <p>指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第 51 条の 4 第 14 項の規定により、地方税の滞納処分等の例により、あなたの財産を差し押さえることとなります。</p> <p>なお、完納された後、この督促状が届いた場合は、行き違いですので、御了承願います。</p>				
記				
年度	弁明通知書の番号	放置違反金	延滞金	手数料
	号	円	円	円
指 定 納 付 期 限	年 月 日まで			
納 付 場 所	富山県指定金融機関又は富山県収納代理金融機関（詳細は納付書裏面参照）			
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、富山県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は富山県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>				
<p>注 1 上記の放置違反金等を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。</p> <p>注 2 納付した場合には、納付書に添付されている領収証書が当該放置違反金等を納付したことを証する書面になりますので、大切に保管の上、車検を受ける際に提示してください。</p> <p>注 3 延滞金については、裏面をご覧ください。</p>				
照 会 先				
〒930 - 8570 富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号 富山県警察本部交通部交通指導課駐車対策係 電話（076）441 - 2211				

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

~~~~~  
**規 程**  
~~~~~

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程を次のように定め、公布する。

平成28年3月28日

富山県公安委員会委員長 綿貫 勝介

**富山県公安委員会規程第3号**

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程（昭和61年富山県公安委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の項及び富山県警察の行政不服審査手続に関する規則（昭和39年富山県公安委員会規則第4号）の項を削り、同表探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）の項中「若しくは」を「又は」に改める。

**附 則**

この規程は、平成28年4月1日から施行する。